

# 市民多文化支援事業（補助金等）

## 1. 多文化都市八戸推進事業補助金

※別添補助金審査関係書類参照

## 2. 多文化都市八戸推進ワークショップ開催支援事業

### (1) 制度の目的

市民の自主的な文化活動を支援するため、当市の多文化推進につながる文化的なワークショップの開催に係る施設使用料を免除する。

### (2) 支援対象者

市内に住所を有し、直近3カ年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していないもの。

### (3) 支援対象事業

- ・ 将来の先駆的・創造的な芸術文化に結びつくもの
- ・ 文化活動を担う人材育成や底辺拡大にむすびつくもの のいずれかを満たす事業。

### (4) 支援内容

- ・ 八戸市公民館、南郷文化ホール、八戸ポータルミュージアム、八戸市美術館の附属設備を含む施設使用料の全額免除
- ・ ワorkshop開催の広報（広報はちのへ、市HP、チラシ配布、ポスター掲示等）

## 3. 文化団体など出演補助金

### (1) 制度の目的

国際及び全国レベルの大会に出演し、他団体の芸術文化に触れることにより、当市における文化活動発展の原動力となることが期待されるため、交通費等にかかる経費の一部を補助する。

### (2) 補助対象者

競技、選抜等の結果、市外で開催される国際大会、全国大会及び国民文化祭に出場することが決定した、市内に住所を有し、直近3カ年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していないもの。

### (3) 補助対象経費及び上限額等

参加に要する経費のうち、交通費、宿泊費及び道具など運搬費

- ・ 国際大会(国外開催) 個人：1人につき3万円以内  
団体：1人につき3万円、上限10万円以内
- ・ 国際大会(国内開催) 個人：1人につき5千円、県外で東北地方の場合3千円、県内で2千円以内  
又は全国大会 団体：1人当たりの金額は個人と同様。上限10万円
- ・ 国民文化祭 個人：1人につき1万円以内、  
団体：1人につき1万円以内、上限10万円

## 4. 八戸市演奏会補助金

### (1)制度の目的

当市における音楽活動の振興、管弦楽、弦楽及び吹奏楽の演奏会を通じて、市民が芸術性豊かな音楽に触れる機会を提供するため、八戸市公会堂の附属設備等を含めた施設使用料にかかる経費の一部を補助する。

### (2)補助対象者

市内に拠点を置き、かつ、10人以上で構成されるアマチュアの管弦楽、弦楽及び吹奏楽合奏団（団員の半数以上が市内に住所を所有するもので構成され、かつ、団体の代表者が直近3カ年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していないものに限る）

### (3)補助対象経費及び上限額等

事業に要した経費のうち、演奏会本番及びリハーサルに係る八戸市公会堂施設・設備使用料の3分の1に相当する額、又は20万円のいずれか低い額。

## 5. 文化協会補助金

### (1)制度の目的

本市における芸術・文化活動の振興を図るため、八戸市文化協会に対し、行政と各種文化団体との間の連絡調整及び情報交換の推進等の文化振興事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (2)補助対象経費

- ・八戸市文化協会の事業遂行のために必要な経費。ただし、各種文化祭開催に係る経費、慶弔費等交際費、食糧費は除く。
- ・八戸市文化協会の運営のために必要な経費。

## 6. 八戸小唄まつり事業補助金

### (1)制度の目的

八戸市制施行の2年後に誕生した「八戸小唄」は、八戸市を全国にPRするために作られ、今なお歌い、踊り続けられ市民に愛されている。その「八戸小唄」のさらなる普及と次世代への継承を図ることを目的とする。

### (2)補助対象事業（平成27年度）

- ・第16回さめ浜まつり（平成27年7月26日、旧漁連～蕪島神社～蕪島海浜公園にかけて開催）  
内容：八戸小唄の流し踊り・正調・音頭・よさこい、墓獅子、神輿海上渡御など
- ・第5回湊橋八戸小唄まつり（平成27年7月25日 湊本町～湊橋～小中野にかけて開催）  
内容：正調八戸小唄、賛助歌謡ステージ、夜店営業など

### (3)補助対象経費

- ・消耗品購入費、通信運搬費（郵送・運送料等。電話・インターネット・パケット通信料等は対象外）、印刷製本費、賃借料、保険料、広告料など事務費
- ・その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの